

令和8年度構内昇降設備点検等作業保守契約

仕様書

目次

| | |
|----------------|---|
| 1. 作業件名 | 1 |
| 2. 目的及び概要 | 1 |
| 3. 管理区域作業 | 1 |
| 4. 作業実施場所 | 1 |
| 5. 納期 | 1 |
| 6. 作業実施期間 | 1 |
| 7. 作業対象設備 | 1 |
| 8. 作業範囲 | 2 |
| 9. 作業内容 | 2 |
| 10. 点検回数 | 3 |
| 11. 提出書類 | 3 |
| 12. 検収条件 | 3 |
| 13. 検査員及び監督員 | 3 |
| 14. 業務に必要な資格等 | 3 |
| 15. 支給品及び貸与品 | 3 |
| 16. 特記事項 | 3 |
| 17. 総括責任者 | 4 |
| 18. グリーン購入法の推進 | 4 |
| 19. その他 | 4 |

添付資料 別紙1 : 点検箇所一覧表

別紙2 : 昇降設備付加仕様一覧表

1. 作業件名

令和8年度構内昇降設備点検等作業保守契約

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」という。）原子力科学研究所構内及び北地区に設置されている昇降設備の定期検査他を実施するために、当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業は昇降機の操作を伴う点検等作業であるため、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 管理区域作業

あり

4. 作業実施場所

原子力機構 原子力科学研究所構内及び北地区

5. 納期

令和9年3月31日（水）

6. 作業実施期間

(1) 作業実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）、原子力機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他原子力機構が特に指定する日を除く。

(2) 作業実施時間

原則として次の時間帯に実施する。

平日 9:00～17:30

但し、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間及び(1)ただし書きに定める日であっても作業を実施することがある。

7. 作業対象設備

昇降設備、全てが㈱日立ビルシステム製である。

(1) エレベータ

ア. 管理区域（エレベータ機械室あり）

| | | | | |
|----------------|------|---------|--------------|----------|
| ・ 解体分別保管棟No.1 | 油圧直接 | 7.5m／分 | 1 5 0 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 減容処理棟No.1 | 交流低速 | 3 0 m／分 | 3 0 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ NUC E F 実験棟B | 交流中速 | 6 0 m／分 | 1 9 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 第4研究棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 2 4 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ J R R - 4 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 9 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ タンデム加速器棟 | 直流高速 | 9 0 m／分 | 1 0 0 0 kg | 1 0 箇所停止 |
| ・ 廃棄物保管棟No.1 | 油圧直接 | 1 1 m／分 | 8 5 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 廃棄物保管棟No.2 | 油圧直接 | 7.5m／分 | 1 2 0 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ J R R - 3 | 油圧間接 | 3 0 m／分 | 3 0 0 kg | 4 箇所停止 |

イ. 管理区域（エレベータ機械室なし）

| | | | | |
|------------------|------|---------|------------|--------|
| ・ 第1廃棄物処理棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 5 0 0 kg | 2 箇所停止 |
| ・ 物質・生命科学実験棟No.2 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 物質・生命科学実験棟No.3 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 1 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 物質・生命科学実験棟No.4 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 1 5 0 kg | 3 箇所停止 |

| | | | | |
|-----------------------------|------|---------|------------|--------|
| ・ リニアック棟No.2 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 3GeVシンクロトロン棟No.2 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 2 箇所停止 |
| Ⅸ. 非管理区域（エレベータ機械室あり） | | | | |
| ・ 解体分別保管棟No.2 | 油圧間接 | 3 0 m／分 | 3 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 先端基礎研究交流棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 減容処理棟No.2 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 4 5 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 第1研究棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 3 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 第2研究棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 3 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 第3研究棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 3 0 0 kg | 5 箇所停止 |
| ・ 研究炉実験管理棟 | 交流中速 | 6 0 m／分 | 1 1 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ NUC E F管理棟 | 交流中速 | 6 0 m／分 | 1 0 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 陽子加速器開発棟 | 油圧間接 | 4 5 m／分 | 1 0 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 安全工学研究棟 | 直流高速 | 9 0 m／分 | 1 0 0 0 kg | 6 箇所停止 |
| ・ 安全管理棟 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 0 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| Ⅹ. 非管理区域（エレベータ機械室なし） | | | | |
| ・ 放射線標準施設棟 | 交流中速 | 6 0 m／分 | 6 0 0 kg | 4 箇所停止 |
| ・ 物質・生命科学実験棟No.1 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 原子炉特研 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 9 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ リニアック棟No.1 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 7 5 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 3GeVシンクロトロン棟No.1 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 1 6 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| ・ 図書館 | 交流中速 | 4 5 m／分 | 6 0 0 kg | 3 箇所停止 |
| (2) 小荷物専用昇降機 | | | | |
| ア. 管理区域 | | | | |
| ・ 3NBT棟No.2 | | 2 0 m／分 | 3 0 0 kg | 2 箇所停止 |
| イ. 非管理区域 | | | | |
| ・ 3NBT棟No.1 | | 3 0 m／分 | 1 0 0 kg | 2 箇所停止 |

8. 作業範囲

- (1) エレベータの点検等、定期検査
- (2) 小荷物専用昇降機の点検等、定期検査（定期検査については、3NBT棟No. 2のみを対象とする）

9. 作業内容

(1) 点検等作業

別紙1「点検箇所一覧表」に基づき、昇降設備の点検調整、給油及び消耗品の交換を行う。ただし消耗部品はランプ、ヒューズ、油脂類とする。昇降機付加設備については、別紙2「昇降設備付加仕様一覧表」を参照とする。

(2) エレベータ定期検査

- ア. 年1回建築基準法に基づき定期検査を行う。
- イ. 官庁提出書類の作成と報告業務を代行する。

(3) 小荷物専用昇降機定期検査

- ア. 年1回建築基準法に基づき定期検査を行う。
- イ. 官庁提出書類の作成と報告業務を代行する。

10. 点検回数
- | | |
|--------------------|-----|
| (1) エレベータ点検等 | 年4回 |
| (2) 小荷物専用昇降機点検等 | 年1回 |
| (3) エレベータ(定期検査) | 年1回 |
| (4) 小荷物専用昇降機(定期検査) | 年1回 |
11. 提出書類
- | | | |
|---------------------|---------------------------|------|
| (1) 総括責任者届 (機構様式) | 契約締結後速やかに | 1部 |
| (2) 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 3部 |
| (3) 作業実施要領書 | 契約締結後速やかに | 3部 |
| (4) 作業員名簿 | 契約締結後速やかに | 3部 |
| (5) 委任又は下請負届 (機構様式) | 作業開始2週間前までに | 1部 |
| (6) 検査有資格者名簿 | 作業前 | 3部 |
| (7) 作業日報 | 作業毎に | 1部 |
| (8) 定期検査報告書 | 作業終了後速やかに | 3部 |
| | ・ 定期検査報告書 (昇降機及び小荷物専用昇降機) | |
| | ・ 検査結果表 | |
| (9) 終了届 (機構様式) | 毎月末 | 1部 |
| (10) その他必要書類 | | 必要部数 |
- (提出場所)
原子力機構 原子力科学研究所 工務技術部 施設保全課
12. 検収条件
「11. 提出書類」の確認及び原子力機構が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時を以て、作業終了とする。
13. 検査員及び監督員
検査員
(1) 一般検査 管財担当課長
監督員
(1) 技術検査 施設保全課 電気チーム員
14. 業務に必要な資格等
(1) 一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員
(2) 放射線業務従事者
15. 支給品及び貸与品
(1) 支給品
・ 放射線防護資材
・ 電気、水 (無償)
(2) 貸与品
・ 体幹部線量計
(3) 撤去品
・ なし
16. 特記事項
(1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守するとともに安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
(2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、

- または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- ア. 原子力科学研究所工事・作業の安全管理基準
 - イ. 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
(放射線管理区域で作業する場合)
 - ウ. 原子力科学研究所電気工作物保安規程・同規則
 - エ. 原子力科学研究所消防計画
 - オ. 原子力科学研究所地震対応要領
 - カ. 原子力科学研究所事故対策規則
 - キ. 工務技術部防火・防災管理要領
 - ク. J-PARC 放射線安全ガイドブック
(J-PARC 関連施設の放射線管理区域で作業する場合)
 - ケ. 大強度加速器施設 (J-PARC) 放射線障害予防規程・細則
 - ユ. その他原子力機構内関係諸規定及び要領等
- (4) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (5) 受注者は作業者に関しては労基法、労安法その他法令上の責任及び作業者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対して、原子力機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力をを行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、原子力機構、受注者及び新規受注者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。
- (7) 受注者は、原子力機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (8) その他仕様書に定めのない事項については、原子力機構と協議のうえ決定する。

17. 総括責任者

- 受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。
- (1) 受注者の作業者の労務管理及び作業上の指揮命令
 - (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
 - (3) 受注者の作業者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

18. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

19. その他

- (1) 本作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても技術上必要と認められる事項については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (3) 作業の実施に当たっては関係法令及び原子力機構諸規則等を遵守するとともに、原子力機構担当者と十分な打ち合せのうえ実施すること。
- (4) 本作業において火気を使用するに当っては、適切な防火対策を講ずること。
- (5) 本作業で使用する測定器等は、校正されたものを使用し点検作業報告書に校正証明書・試験成

績書等を添付すること。

- (6) 受注者は、昇降機メーカーの工場との連絡体制があり不具合が発生した場合は、速やかに代替機での対応が可能であること。
- (7) 受注者は、自ら実施する作業等の安全管理を行うこと。また、作業開始前には、KY活動及びTBMを実施し、作業の安全に努めること。
- (8) 安全に係るホールドポイント（作業を停止・検査して安全を確認しないと次の工程に進めないチェックポイント）を作業要領書等に明確にすること。
- (9) リスクを回避するための手順と異なる事情が発生した場合や異常の兆候を確認した場合は、作業を一時中断し、原子力機構担当者と作業要領（手順）の変更等について協議すること。
- (10) 本作業の工程で安全確保措置が必要なとき又は作業計画を変更するときは、作業前に原子力機構担当者の確認を受けたのち実施すること。また、作業要領書に確認を受ける作業及び安全措置内容を明記すること。
- (11) 本作業を実施するにあたり、作業責任者等認定制度の運用に伴い、原研が実施する現場責任者の認定を受けた者が総括責任者になること。なお、定期講習（1時間）を年1回受講すること。

点検箇所一覧表

1. エレベータ

| | | |
|---------|---|---|
| 機械室 | 機械室環境状況 電動機・巻上機 ブレーキ 調速機 圧力配管・高圧ゴムホース 安全弁・圧力計 | 受電盤・制御盤・信号盤 電動発電機・起動盤 乗場選択器 油圧作動油 電動機・ポンプ・弁 冷却器 |
| かご | かごの運転状況 停電灯装置 かご操作盤・表示ランプ 戸閉め安全装置 戸の開閉装置 給油器（オイラー） | 外部への連絡装置 かご内装・照明・ファン かごの戸・敷居 かご上環境状況 ガイドシュー・ローラ |
| 乗場 | かご着床状態 乗場の戸・敷居 乗場ボタン・表示ランプ | 戸の開閉状態 ドアインターロックスイッチ |
| 昇降路・ピット | 昇降路・ピット内環境状況 受電盤・制御盤 電動機・巻上機 ブレーキ 主・調速機ロープ つり合おもり 非常止装置 | プランジャー・シリンダー かご・おもり吊り車 ガイドレール リミットスイッチ 移動ケーブル 各テンションプーリ 緩衝器 |
| 付加仕様 | 地震時管制運転装置 火災時管制運転装置 | 停電時自動着床装置 |

2. 小荷物専用昇降機

| | | |
|--------|---|--|
| 機械室 | 機械室環境状況 電動機・巻上機 | 制御盤 ブレーキ |
| かご | かごの運転状況 かごドア・ロープ（安全棒） ガイドシュー | かご内壁・床 積載荷重・乗用禁止の表示 |
| 出し入れ口 | かご着床状態 戸のレール ドアスイッチ 戸開放防止ブザーインター ^{ホン} ドアロック | 戸回り各部 戸のロープ 各階操作盤・表示ランプ |
| 塔内・ピット | 塔内・ピット環境状況 主ロープ ガイドシュー（かご・つり合おもり） 上・下部リミットスイッチ テールコード | かご・おもり吊り車 ガイドレール つり合おもり 塔内各スイッチ 配管配線 |

昇降設備付力仕様一覧表

| No. | 建家名 | 地震時管制 運転装置 | 停電時自動 着床装置 | 火災時管制 運転装置 | 定期検査 有効期限 |
|-----|-------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 1 | 第1研究棟 | ○ | — | — | 11月 |
| 2 | 第2研究棟 | ○ | — | — | 11月 |
| 3 | 第3研究棟 | ○ | — | — | 11月 |
| 4 | JRR-4 | ○ | ○ | — | 2月 |
| 5 | 安全工学研究棟 | — | — | — | 2月 |
| 6 | タンデム加速器棟 | — | — | — | 2月 |
| 7 | 第1廃棄物処理棟 | ○ | ○ | ○ | 3月 |
| 8 | 廃棄物保管棟No.1 | — | — | — | 2月 |
| 9 | 第4研究棟 | ○ | — | — | 1月 |
| 10 | 研究炉実験管理棟 | ○ | — | — | 11月 |
| 11 | JRR-3 | ○ | — | — | 2月 |
| 12 | 廃棄物保管棟No.2 | ○ | — | — | 2月 |
| 13 | NUCEF管理棟 | ○ | — | — | 12月 |
| 14 | NUCEF実験棟B | ○ | — | — | 12月 |
| 15 | 解体分別保管棟No.1 | ○ | — | — | 5月 |
| 16 | 解体分別保管棟No.2 | ○ | ○ | ○ | 5月 |
| 17 | 先端基礎研究交流棟 | ○ | ○ | — | 5月 |
| 18 | 陽子加速器開発棟 | ○ | ○ | — | 1月 |
| 19 | 放射線標準施設棟 | ○ | ○ | ○ | 6月 |
| 20 | 原子炉特研 | ○ | — | — | 10月 |
| 21 | 減容処理棟No.1 | ○ | — | — | 8月 |
| 22 | 減容処理棟No.2 | ○ | ○ | — | 8月 |
| 23 | リニアック棟No.1 | ○ | ○ | — | 3月 |
| 24 | リニアック棟No.2 | ○ | ○ | — | 3月 |
| 25 | 3GeVシンクロトロン棟 No.1 | ○ | ○ | — | 3月 |
| 26 | 3GeVシンクロトロン棟 No.2 | ○ | ○ | — | 7月 |
| 27 | 物質・生命科学実験棟 No.1 | ○ | ○ | ○ | 12月 |
| 28 | 物質・生命科学実験棟 No.2 | ○ | ○ | ○ | 12月 |
| 29 | 物質・生命科学実験棟 No.3 | ○ | ○ | ○ | 12月 |
| 30 | 物質・生命科学実験棟 No.4 | ○ | ○ | ○ | 12月 |
| 31 | 安全管理棟 | ○ | ○ | ○ | 3月 |
| 32 | 図書館 | ○ | ○ | ○ | 3月 |